

定 款

株式会社キッズスター

第1章 総則

第1条（商号）

当会社は、株式会社キッズスターと称する。英文では、KIDS STAR Inc. と表示する。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットを利用した情報の管理、処理、提供、通信販売業務の各サービス及び仲介並びに代金決済システムの導入代行業務
2. 携帯電話を含む情報端末を利用した情報処理、情報提供、通信販売業務
3. コンピューターソフトウェアの企画、設計、開発、販売、保守、賃貸、管理
4. マルチメディア及びコミュニケーションツールの研究、開発
5. 携帯電話を含む情報端末及びインターネットホームページの制作、企画立案及びシステムの開発
6. インターネットを利用したオンラインゲームに関する企画、開発、運営及び配信
7. 映像ソフト及び音声ソフトの企画、制作、管理、販売
8. 放送事業及び音声ソフトの企画、制作、管理、販売
9. 映像・音楽・画像・コンテンツ・コンピューターソフトウェア・キャラクター商品に関する工業所有権、映像・音楽・画像・コンテンツ・コンピューターソフトウェアに関する著作権、キャラクター商品化権及びそれらのソフトウェアの取得、利用、管理、販売、賃貸借、使用許諾業務
10. キャラクター商品の企画及び著作権、商標権、実用新案権、意匠権の取得並びに管理業務
11. コンピューターシステムによるデータ入力及びそれに伴う事務処理の受託
12. 印刷業、製版業、出版業、写真撮影及び写真製版業
13. 書籍・雑誌等の通信販売
14. 代金前払い方式の金券の発行、販売及び商品交換業務並びにポイントカードサービスの企画、運営業務
15. 資金決済に関する法律に基づく情報提供サービス及び資金移動業
16. カルチャー教室、レッスン教室、教育セミナー、体験学習等の企画、開催及び経営
17. 各種イベントの企画、開催並びに運営管理
18. 知育の教材・玩具の制作、販売及び各種教育事業
19. 古物営業法による古物商
20. 消費者購買動向等マーケティング調査並びにこれらに関する情報の分析、提供
21. セールスプロモーションの企画、制作
22. 市場調査に関する業務
23. 広告、宣伝に関する企画、制作、配信及び広告代理業
24. 前各号に関するコンサルティング業務
25. 前各号に付帯または関連する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第4条（機関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第5条（公告の方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、7,200,000株とする。

第7条（自己株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第 11 条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

第 12 条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

第 13 条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

第 14 条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により予め定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 15 条（電子提供措置等）

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 16 条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 17 条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 18 条（株主総会議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 19 条（取締役の員数）

1. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は 7 名以内とする。
2. 当社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

第 20 条（取締役の選任）

1. 取締役は、監査等委員である取締役と、それ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 21 条（取締役の任期）

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該選任のあった株主総会后、2 年後の定時株主総会開始の時までとする。

第 22 条（代表取締役及び役付取締役）

1. 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から、役付取締役を選定することができる。

第 23 条（取締役会の招集権者及び議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により予め定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 24 条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 25 条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 26 条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 27 条（取締役会議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役が、これに記名押印又は電子署名する。

第 28 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 29 条（重要な業務執行の委任）

取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第 30 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」）は、監査等委員である取締役と、それ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

第 31 条（取締役の責任軽減等）

当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第 32 条（取締役の責任免除）

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

第33条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

第34条（監査等委員会の招集通知）

1. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第35条（監査等委員会の決議の方法）

監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

第36条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が、これに記名押印又は電子署名する。

第37条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第38条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第39条（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第40条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、取締役が監査等委員会の同意を得て決定する。

第7章 計算

第 41 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とする。

第 42 条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第 43 条（剰余金の配当の基準日）

1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 44 条（剰余金の配当等の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

第 1 条（監査役の責任免除等に関する経過措置）

1. 第 9 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。
2. 第 9 期定時株主総会終結前の監査役の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

第 2 条（電子提供措置等の効力発生日）

第 15 条（電子提供措置等）は、当社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生後削除する。

2014 年 10 月 16 日 制定
2014 年 12 月 5 日 改定
2015 年 5 月 20 日 改定
2016 年 2 月 5 日 改定
2016 年 11 月 1 日 改定
2017 年 3 月 27 日 改定
2019 年 3 月 8 日 改定
2020 年 3 月 23 日 改定
2023 年 3 月 23 日 改定
2023 年 7 月 20 日 改定
2023 年 11 月 28 日 改定

2024 年 3 月 29 日 改定

2024 年 7 月 12 日 改定